

野生鳥獣の適正な保護管理を進めましょう！

令和5年度

狩猟免許試験のお知らせ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）に基づく狩猟免許試験を実施します。

※野生鳥獣の捕獲は、法により禁止されています。

捕獲（有害捕獲・狩猟）には、狩猟免許が必要です。

イノシシ、ニホンジカ、カラスなどの鳥獣による農林業被害が、県内でも大きな問題となっています。農林水産業を守り、地域産業を維持していくためにも、狩猟免許を取得して狩猟や被害防止を目的とする許可などにより有害鳥獣を捕獲し、安心できる生活や生産活動ができる環境を作りましょう。



試験日、会場及び申込受付期間

地区	試験日	会場	申込受付期間
鳥取会場	8月27日（日） 午前9時30分～午後5時	鳥取県東部庁舎5階講堂ほか （鳥取市立川町六丁目176番地）	5月8日（月） ～8月14日（月）
倉吉会場	7月9日（日） 午前9時30分～午後5時	伯耆しあわせの郷大研修室ほか （倉吉市小田458番地）	5月8日（月） ～6月23日（金）
	12月3日（日） 午前9時30分～午後5時	伯耆しあわせの郷大研修室ほか （倉吉市小田458番地）	5月8日（月） ～11月17日（金）
米子会場	7月29日（土） 午前9時30分～午後5時	米子コンベンションセンターBIGSHIP 第7会議室ほか （米子市末広町294）	5月8日（月） ～7月14日（金）

申込先・問合せ先

（各手続きは住所地ごとの担当課で実施します。試験地ではありません。）

申込者の住所地	担当課	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡 及び八頭郡	鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	鳥取県中部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯 郡及び日野郡	鳥取県西部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	〒683-0054 米子市糺町一丁目160	0859-31-9628

試験種類及び受験手数料

県が配布する納付書納付又は県庁本庁舎・総合事務所などに設置される窓口で納付してください。

区分		網猟免許 （網用）	わな猟免許 （わな用）	第一種銃猟免許 （装薬銃・空気銃用）	第二種銃猟免許 （空気銃用）
受験 手数料	新規受験者	4,300円	4,300円	5,200円	5,200円
	既に他の種類 の免許取得者	2,800円	2,800円	3,900円	3,900円

※受験申込手続きの詳細等は、裏面をご覧ください

(表)

※整理番号								
狩 猟 免 許 申 請 書								
西 部 総 合 事 務 所 長 様								
年 月 日								
ふりがな								
氏 名								
生年月日		年 月 日 生						
住 所		郵便番号						
		電話番号						
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定による狩猟免許を受けたいので、下記により申請します。								
記								
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)								
□網猟免許				□わな猟免許				
□第1種銃猟免許	1 ライフル銃			猟銃・空気銃所持許可証番号	号			
	2 散弾銃							
	3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)							
□第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			交付年月日	年 月 日			
(2) 受験を希望する会場名と年月日								
会場名		年 月 日			年 月 日			
(3) 他の狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日(他の狩猟免許を受けている場合に限る。)並びに同一登録年度における他の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書の提出の有無								
他の免許の種類		都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年 月 日	他の免許の申請又は更新申請の有無 有・無
他の免許の種類		都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年 月 日	他の免許の申請又は更新申請の有無 有・無

(裏)

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日及び処分の内容を記載すること。)		
罰金以上の刑に処せられたことの有無		1. 有 2. 無
年 月 日	処 分 の 内 容	
(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無(ある場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び免許を取り消した都道府県知事名を記載すること。)		
免許を取り消されたことの有無		1. 有 2. 無
年 月 日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
		知事
<p>注1 ※印欄は、記載しないこと。</p> <p>2 申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の事務等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理する。また、有害鳥獣捕獲等に係る市町村での行政事務のため市町村に申請者の個人情報を提供することがある。</p> <p>添付書類</p> <p>1 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書(当該申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可(同条第1号に係るものに限る。)を現に受けていない場合に限る。)</p> <p>2 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し</p> <p>3 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚</p> <p>4 申請手数料を納付したことを証する書面</p>		

狩猟者養成講習会申込書

令和5年 月 日

狩猟者養成講習会の受講を申し込みます。

氏名 _____

電話番号 _____
(携帯電話等つながりやすい電話番号をご記入ください)

住所 _____

■以下該当する箇所に○をしてください。

会場 ・ 中部（6月18日）湯梨浜町中央公民館
・ 西部（6月25日）溝口公民館
・ 東部（8月 6日）国府町コミュニティセンター
・ 中部（11月19日）伯耆しあわせの郷

受験区分 初心者 ・ 経験者

種類 網猟 ・ わな猟 ・ 第一種銃猟 ・ 第二種銃猟